



Press Release

厚生労働省
東京労働局発表
令和6年8月5日

担当

東京労働局労働基準部賃金課
課長 若月 知宏
主任賃金指導官 磯部 健二
賃金指導官 内山 剛
電話 03-3512-1614

東京都最低賃金の50円引き上げを答申

東京地方最低賃金審議会（会長 都留 康）は、東京労働局長（局長 富田 望）に対し、東京都最低賃金を50円引き上げて、時間額1,163円に改正するのが適当であるとの答申を行いました。

- 1 本年7月1日、東京労働局長から東京地方最低賃金審議会に対し諮問を行った東京都最低賃金（地域別最低賃金）の改正について、同審議会は審議の結果、8月5日、現行の最低賃金の時間額1,113円を50円引き上げ（引上げ率4.49%）で、1,163円に改正することが適当である旨の答申を行いました。
効力発生の日は、令和6年10月1日の予定です。
- 2 この「50円」の引上げ金額は、中央最低賃金審議会の「令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」において示された目安どおりの金額です。
- 3 東京労働局としては、この答申を踏まえ、本年度の東京都最低賃金の改正に係る手続を進めてまいります。

1 最低賃金について

(1) 適用

東京都最低賃金は、東京都内の事業場で働くすべての労働者とその使用者に適用されるもので、常用・臨時・パートタイマー・アルバイト等の属性、性、国籍及び年齢の区別なく適用されます。

派遣中の労働者については、派遣先の事業場に適用される最低賃金が適用されます。

(2) 金額

次の金額は、最低賃金に算入されません。

- ① 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- ② 臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ③ 1月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ④ 時間外労働、休日労働及び深夜労働の手当

2 過去10年間の改正状況

	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年
引上げ額	19 円	19 円	25 円	26 円	27 円
引上げ率	2.19%	2.14%	2.76%	2.79%	2.82%
時 間 額	888 円	907 円	932 円	958 円	985 円

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
引上げ額	28 円	0 円	28 円	31 円	41 円
引上げ率	2.84%	0.00%	2.76%	2.98%	3.82%
時 間 額	1,013 円	1,013 円	1,041 円	1,072 円	1,113 円

3 関係法令

○最低賃金法第4条第1項

使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

○最低賃金法第40条

第4条第1項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、50万円以下の罰金に処する。

4 厚生労働省では、最低賃金及び賃金の引上げに向けた環境整備を図るため、以下の最低賃金及び賃金の引上げに向けた生産性向上等のための支援を実施しています。

① 業務改善助成金（別添1リーフレット参照）

事業場内の最低賃金を一定額以上引き上げた中小企業・小規模事業者に、生産性向上のための設備・機器等の導入経費（業務改善経費）の一部を助成するもの。

※ 業務改善助成金に関するお問い合わせは、業務改善助成金コールセンター（電

話 0120-366-440)、東京労働局雇用環境・均等部企画課(助成金担当;電話 03-6893-1100)又は、東京働き方改革推進支援センター(電話 0120 - 232 - 865)にお尋ねください。

② 「東京働き方改革推進支援センター」(別添2リーフレット参照)

東京労働局委託事業として、「東京働き方改革推進支援センター」(電話 0120 - 232 - 865)を開設し、最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業・小規模事業者等を中心に、生産性向上による賃金引上げ、非正規労働者の処遇改善、労働時間の短縮、人手不足の緩和等の取組を支援するため、専門家による相談対応(電話・メール・対面・訪問)や出張相談会・セミナー等を実施しています。